

平成23年第1回港区議会臨時会付議案件一覧

選挙等5件

港区議会議長の選挙について
港区議会副議長の選挙について
港区議会常任委員会委員の選任について
港区議会運営委員会委員の選任について
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について

区長報告1件

区長報告第1号 専決処分について（港区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案4件

議案第32号 港区特別区税条例の一部を改正する条例
議案第33号 港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
議案第34号 平成23年度港区一般会計補正予算（第1号）
議案第35号 港区監査委員の選任の同意について

平成23年第1回港区議会臨時会議案等の概要

港区議会議長の選挙について

本件は、改選後初めての議会において、港区議会議長の選挙を行うものです。

港区議会副議長の選挙について

本件は、改選後初めての議会において、港区議会副議長の選挙を行うものです。

港区議会常任委員会委員の選任について

本件は、改選後初めての議会において、港区議会常任委員会委員を選任するものです。

港区議会運営委員会委員の選任について

本件は、改選後初めての議会において、港区議会運営委員会委員を選任するものです。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について

本件は、東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者を推薦するものです。

区長報告第1号

【保健福祉支援部国保年金課】

専決処分について（港区国民健康保険条例の一部を改正する条例）

本件は、平成23年3月25日に公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行期日が同年4月1日となっており、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

- 専決処分の日 平成23年3月31日
- 内 容 保険料の賦課限度額を変更します。

改正前		改正後	
(医療分)	50万円	(医療分)	51万円
(支援金分)	13万円	(支援金分)	14万円
(介護分)	10万円	(介護分)	12万円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

- 施行期日 平成23年4月1日

議案第32号

【産業・地域振興支援部税務課】

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、東日本大震災に係る区民税の特例に係る規定を整備するものです。

- 内 容

(1) 雑損控除の特例

- ・東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失（生計を一にする親族のものを含む。）に係る雑損控除は、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失として、平成23年度の区民税での適用ができることとします。
- ・当該雑損控除を適用する場合の手続を定めます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

- ・住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける住宅が東日本大震災により居住することができなくなった場合でも、税額控除の対象である残存期間について、引き続き税額控除の適用ができることとします。

- 施行期日 公布の日。ただし、(2)については、平成24年1月1日

- 適用期日 (1)については、平成23年4月27日（地方税法の一部を改正する法律の当該規定の施行日）

議案第33号

【保健福祉支援部保健福祉課】

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に係る特例規定が設けられた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行に伴い、東日本大震災により著しい被害を受けた区民に対する

災害援護資金の貸付けの特例に係る規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 災害援護資金の償還期間を3年延長します。

・ 10年 → 13年（そのうち据置期間 3年 → 6年（被害
が大きい場合 5年 → 8年））

(2) 保証人を立てなくても貸付けを受けることができることとします。

(3) 通常は年3%の利率を、保証人を立てる場合は無利子に、保証人
を立てない場合は年1.5%に引き下げます。

(4) 償還免除の特例要件を追加します。

(5) 保証人を立てないで貸付けを受けた場合には、要件を定めた上で
利子補給を行うものとします。

○ 施行期日 公布の日

○ 適用期日 (1) から (4) までについては、平成23年3月11
日

議案第34号

【企画経営部財政課】

平成23年度港区一般会計補正予算（第1号）

本案の概要は、別表のとおりです。

議案第35号

港区監査委員の選任の同意について

本案は、平成23年4月30日で任期満了となった鈴木驍委員の後任者
について、選任の同意を求めるものです。

平成23年度港区一般会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
4 民生費	千円 44,299,930	千円 38,399	千円 44,338,329	千円 繰入金 △ 1 特別区債 38,400 計 38,399	千円	千円 1 地域の防災力の強化に要する追加経費の計上及び更正 38,399 (1) 災害見舞金・援護貸付金を追加 (38,399) 2 安心して住み続けられる住まいの確保・支援に要する経費の財源更正 -
歳出合計	115,340,000	38,399	115,378,399	38,399		

2 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
災害援護資金貸付に伴う利子補給	平成23年度～平成36年度	港区災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき港区が貸付をした金額に対する年1.5%に相当する額 東日本大震災に対する港区災害援護資金貸付要綱に基づき港区が貸付をした金額に対する年0.5%に相当する額

3 特別区債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	千円 38,400	普通貸借の方法で東京都より起債する。	無利子	起債のときから据置期間を含めて14年以内に償還する。